

成年後見もやい

発行者：NPO法人成年後見もやい
〒456-0031 名古屋市熱田区神宮二丁目3番4号もやいビル

第6号

2020年7月日発行

電話 052-746-9395

FAX 052-746-9396

メール

koukenmoyai@hi3.enjoy.ne.jp

2020年度総会が終わりました

例年ですとこの時期にもやいの総会を開催し、そこで学習会を開催しております。しかし昨今のコロナウイルス流行に伴い、一同を介して総会を行うことは危険であると判断しました。そこで今回の総会は表決書による議決に代えさせていただきます。表決書は6月24日までに個人正会員・団体正会員合わせて40近くが届きました。このような方法にも関わらず皆様のご協力に感謝いたします。

表決の結果1号議案から5号議案までのすべてが可決することになりました。この結果は皆様もやいを信用して下さりまたもやいに期待してくださっているからこそその結果であると考えております。この期待を裏切らないよう邁進してまいります。

学習会についてはコロナウイルスが収まってきてから別の形で行いたいと思っております。「成年後見制度のことが聞きたい」等ご要望がございましたら是非ご意見をください。

意見交換会を実施しました

今回正会員が集まって表決をしたり、学習会を開催したりすることはしませんでした。社会福祉法人の代表の方に集まっていただき意見交換会を開きました。

意見交換会の中で各法人の各事業所で成年後見制度の周知をより多くするべきであるという声が上がりました。もやいとしても今後成年後見制度の学習会などのイベントを開催し成年後見制度をより知っていただく機会を増やしていきたいと思っております。

また運営上の問題として今後行政に対して助成金などを求めるべきであるという意見もありました。成年後見もやいは現在皆様からの会費と後見業務を行った報酬によって運営をしております。しかし後見業務をしたことで得られる報酬は後見を行ってか

ら1年後に付与されます。したがって1年間は業務を行っているのに収入がないという状態になりますので財政的には余裕がない状況であります。名古屋市は3月に成年後見制度利用促進計画を策定し成年後見制度をより利用してもらおうとしています。成年後見もやいは法人後見団体として現在36件の成年後見人等になっております。法人後見は安定した運営が求められる以上、行政に対して助成金の要望を出していこうと思います。

議案の表決結果について

- 第1号議案（2019年度事業報告書）
可決
- 第2号議案（2019年度決算報告及び同監査報告）
可決
- 第3号議案（2020年度事業計画）
可決
- 第4号議案（2020年度活動予算）
可決
- 第5号議案（役員を選任について）
可決

皆様のご協力ありがとうございました。



成年後見人ができること・できないこと

成年後見人（保佐人・補助人）にはできることもあればできないことも当然あります。今回はその一例をあげました。成年後見制度の利用を考えている方、どのようなことを成年後見人ができるか知りたいという方は是非参考になさってください。

できること



- 本人が高額な健康食品を購入してしまったときにその契約を取り消すこと
- 本人は免許をもっていないのに車を買ってしまったとき、その契約を取り消すこと
- 本人がサラ金からお金を借りた時にその契約を取り消すこと
- （保佐人の場合）本人が保佐人の同意を得ずに法律で定められた行為をしたときに、その行為を取り消すこと。
- 本人が財産を預かり、管理すること
 - ・通帳や預金証書、土地の権利書等をあずかります
- 必要に応じて、銀行の口座を作ること。
- 本人が利用している施設の利用料を本人の財産から支払いをすること
- 本人が保険に加入していて、保険金が下りる場合に保険金受領の手続きを代わりにすること。
- 本人の所有している土地を売却し本人の生活費の足しにすること（裁判所の許可が必要）
- 本人の親が亡くなった時に本人に代わって相続の手続きを行うこと
- 本人が住んでいる家で修繕が必要な時に業者を手配すること
- 本人の居所に行き、本人の安否や健康状態を確認すること
- 本人のためにヘルパーの契約を結ぶこと
- 本人に代わって施設やグループホームに入居するための契約をすること
- 本人が入院するとき代わりに契約すること
- 本人が受けている福祉サービスの手続きをすること
- 本人に関わる担当者会議等に参加し成年後見人として意見を述べること

できないこと



- 本人がその日の晩御飯のためにお惣菜を買ったときにその契約を取り消すこと
- 本人の介護をすること
(例) 本人のおむつを替える
食材を買ってくる
本人の付き添いをして旅行に行く
- 生活保護の申請を代わりに行うこと
- 遺言を代わりに書くこと
- 医療同意を行うこと (手術や延命措置の同意)
- 結婚・養子縁組の手続きを代わりに行うこと
- 本人の資産を運用すること (例) 株、FX 等
- 本人の財産を贈与すること
- 本人の所有する土地・建物を担保に入れること
- 本人が亡くなったときに本人の葬儀をすること
※ただし例外があります
- 本人が亡くなったときの相続手続き
※成年後見人の仕事は後見人が亡くなった時に終了し、相続人に引き継ぐことになっております。そのため本人が亡くなった後のことは原則することができません。
- 身元保証人・身元引受人といった保証人になること
- 本人が嫌がっているのにも関わらず、本人の住む場所を勝手に決めてしまうこと

このほかにも成年後見人・保佐人・補助人ができること・できないことはあります。もし「〇〇は成年後見人にしてもらえるか」という疑問がございましたら、もやいにご相談ください。もやいはいつでもご相談を承っております。

また成年後見もやいのホームページからのご質問を承っております。その場合はホームページの「お問い合わせ」のページから相談することができます。ぜひご利用ください。



もやいの受任状況

令和2年6月現在

	在宅	入院	グループホーム	施設	計
後見	3	1	15	10	29
保佐	0	0	5	2	7
補助	0	0	0	0	0
計	3	1	20	12	36

(単位：人 ※現在補助の方はいませんがないということを示すために書きました)

ホームページのお知らせ

<https://seinenkoukenmoyai.net/>

是非ご覧ください。



「このようなページが欲しい」というご要望も承っておりますのでご提案ください。

ご要望・ご感想お待ちしております。

事務局からのお知らせ

正会員、賛助会員を募集しています。事務局までご連絡ください。

皆さん方からご相談をお待ちしています。遠慮なくご相談を・・・052-746-9395

○寄付金の送金先 郵便振替先 口座記号番号 00850-0- 188830

加入者名 特定非営利活動法人成年後見もやい